

平成 30 年 4 月 27 日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役社長 真弓 明彦
(コード番号)	9509)
問合せ先責任者	経営企画室経営戦略グループリーダー 尾崎 伊智朗
(TEL)	011-251-1111)

第三者割当による B 種優先株式発行、株式の発行と同時の資本金の額及び
資本準備金の額の減少、A 種優先株式の取得及び消却並びに
定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)において、株式会社日本政策投資銀行(以下「日本政策投資銀行」という。)及び株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」という。)を割当先として第三者割当により新たに 470 億円の B 種優先株式(以下「本 B 種優先株式」という。)を発行すること(以下「第三者割当による B 種優先株式発行」という。)、本 B 種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金の増加分の全部を減少すること(以下「株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少」という。)並びに当社が発行する A 種優先株式(以下「本 A 種優先株式」という。)につき、当社定款第 12 条の 8(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づく取得及び会社法第 178 条に基づく消却(以下「A 種優先株式の取得及び消却」という。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、上記 第三者割当による B 種優先株式発行は、平成 30 年 6 月 27 日に開催される第 94 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)並びに普通株主様及び A 種優先株主様による各種種類株主総会(以下、本定時株主総会と併せて、「本定時株主総会等」という。)において、定款の一部変更の議案が承認されること(又は会社法第 325 条で準用される同法第 319 条の規定により種類株主総会の決議があったものとみなされること)並びに本定時株主総会において第三者割当による B 種優先株式発行の議案が承認されることを条件としており、

株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少は、本 B 種優先株式の発行の効力が生じることを条件としており、A 種優先株式の取得及び消却は、本 B 種優先株式の発行並びに株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力が生じることを条件としております。

また、本取締役会において、本定時株主総会等におきまして「定款一部変更の件」、及び本定時株主総会におきまして「第三者割当による B 種優先株式発行の件」を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

． 第三者割当による B 種優先株式発行の件

1．本 B 種優先株式発行の概要

(1) 払込期日 (発行日)	平成 30 年 7 月 31 日	
(2) 発行新株式数	B 種優先株式 470 株	
(3) 発行価額 (払込金額)	1 株につき 100,000,000 円	
(4) 調達資金の額	47,000,000,000 円	
(5) 優先配当金	1 株につき 3,000,000 円	
(6) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。	
(7) 割当先	日本政策投資銀行	400 株
	みずほ銀行	70 株

2．第三者割当による B 種優先株式発行の目的及び理由

(1) 当社の経営環境

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、泊発電所が順次停止し、火力発電所の燃料費や他社から購入している購入電力料が増加したことに伴い、平成 25 年 9 月に電気料金の値上げを実施したものの、平成 24 年 3 月期から 3 期連続で当期純損失を計上した結果、平成 26 年 3 月末の自己資本比率は 5.4%まで低下しておりました。このような状況の下、財務体質の改善に向け平成 26 年 7 月に日本政策投資銀行を割当先として 500 億円の本 A 種優先株式を発行いたしました。

その後、平成 26 年 11 月には電源構成変分認可制度を利用した電気料金の値上げを実施するとともに費用削減に向けて経営効率化を加速する等、収支及び財務体質の改善に取り組んでまいりました。

平成 28 年 3 月期は、電気料金の値上げ、更なる効率化によるコスト低減及び燃料価格の低下が電気料金に反映されるまでの期ずれ影響による差益などにより、212 億円の経常利益となり、5 年ぶりの黒字を達成し、当期純利益も 170 億円となりました。また、収支の改善を受け、普通株式の復配、本 A 種優先株式の配当並びに本 A 種優先株式の一部の取得及び消却を行っております。

平成 29 年 3 月期は、現行料金原価に織り込んでいる計画を上回るコスト低減を実施したものの、年度後半での燃料価格上昇により前年度とは逆の期ずれ影響による差損が発生したことに加え、火力発電所の定期検査基数の増加による修繕費の増加などにより、経常利益は 58 億円にとどまり、当期純利益は 51 億円となりました。

平成 30 年 3 月期は、燃料価格の上昇や湧水による燃料費の増加などはありませんでしたが、経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みのもと、火力発電所の定期検査基数の減少による修繕費の減少などにより、経常利益は 132 億円となり、当期純利益は 131 億円となりましたが、自己資本比率は 9.2%と依然として低水準にとどまっております。

泊発電所の発電再開に向け、平成 25 年 7 月の原子力発電所に係る新規制基準施行後、速やかに適合性審査に必要な許認可申請を提出するとともに、安全対策工事に取り組んでおりますが、審査に時間を要しており、泊発電所の長期停止が続いていることに加え、平成 28 年 4 月より電力の小売全面自由化がスタートしたことなど、当社を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、平成 31 年 8 月 1 日以降には、本 A 種優先株式を保有する

株主様による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となることや、優先配当金の額が増加することへの対応策が課題となっております。

(注) 当社単体の経営環境について記載しているため、数値については単体の数字を記載しております。

(2) 本B種優先株式発行の目的及び理由

上記(1)のような経営環境の中、持続的な競争優位性を確保しつつ、電力の安定供給を続けていくためには、流通・発電設備の経年化対策工事に加え、泊発電所の安全対策工事等の設備投資が必要となります。これらの設備投資資金の安定的な調達を可能とする財務基盤を維持・強化するためには、収益基盤の強化に加え、自己資本の充実が必要と考えております。本A種優先株式については、上記のとおり、平成31年8月1日以降には、本A種優先株式を保有する株主様による、金銭を対価とする取得請求権が行使可能となることや、優先配当金の額が、平成27年3月期から平成31年3月期に属する日を基準日とした場合には本A種優先株式1株当たり3,800,000円であるのに対して、平成32年3月期に属する日を基準日とした場合は本A種優先株式1株当たり5,464,384円、平成33年3月期以降に属する日を基準日とした場合は本A種優先株式1株当たり6,300,000円に増加することなど、今後の条件の変化に備える必要もあるため、資本対策について様々な検討を進めてまいりました。

このような状況の下、下記(3)のとおり、普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付さず、希薄化を発生させないこと、金銭を対価とする取得請求権の行使可能開始時期が平成35年8月1日以降に後ろ倒しになること、優先配当金の額が平成32年3月期からは1株当たり3,000,000円に減少すること等を考慮し、本B種優先株式の発行による本A種優先株式の置換えにより自己資本の維持及び優先配当負担の軽減が可能となることから、当社の主要取引金融機関である日本政策投資銀行及びみずほ銀行を割当先として、本B種優先株式の発行を実施することいたしました。

(3) 本B種優先株式の概要

本B種優先株式を保有する株主様(以下「本B種優先株主」という。)は、株主総会において議決権を有さず、また、本B種優先株式には普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権も付されておらず、普通株式の増加による既存株主様の利益の希薄化を生ぜしめるものではありません。

本B種優先株式の主な特徴は、以下のとおりです。

a. 配当金

本B種優先株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において本B種優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。本B種優先株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

b. 金銭を対価とする取得条項

本B種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は平成30年8月1日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日に、金銭を対価として本B種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

この対価となる金銭は、本B種優先株式1株に対して、100,000,000円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額(但し、本B種優先株式の発行要項に従って計算される。)を加えた額となります。

c. 金銭を対価とする取得請求権

本B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、本B種優先株主は、金銭を対価として本B種優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求できます。この対価となる金銭は、本B種優先株式1株に対して、100,000,000円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額(但し、本B種優先株式の発行要項に従って計算される。)を加えた額となります。

当社は、それぞれの割当先と本日付で締結した各投資契約書（以下「投資契約」という。）において、割当先との間で、かかる取得請求権は、下記のいずれかの事由に該当しない限り行使することができない旨、合意しております。

()本B種優先株式の発行日から5年が経過した場合

()当社が投資契約に定める義務に違反した場合（但し、軽微な違反を除く。）又は投資契約に基づき表明及び保証した事項のいずれかが真実又は正確でなかった場合（但し、軽微な点で真実かつ正確でない場合を除く。）

()当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における当社の単体の純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日現在の発行済みで当社が未取得の本B種優先株式に係る払込金額の総額を下回った場合

d. 議決権・種類株主総会における決議

本B種優先株主は、株主総会において議決権を有しません。また、当社が会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、本B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

e. 譲渡制限

当社は、各投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本B種優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意しております。

(注) 本B種優先株式の詳細につきましては、別添の発行要項をご参照ください。

(4) 割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、金銭を対価とする取得請求権の行使や本B種優先株式の譲渡を制限する一方、主に次に掲げる義務を負っております。

電気事業維持

電気事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して電気事業を継続すること。但し、法令等に基づいて当社がこれと異なる対応を行う必要がある場合は除く。

重要な変更に関する制限

投資契約に定める場合を除き、割当先が書面により事前に承諾しない限り（但し、割当先は、当社の意思を最大限尊重するものとし、その承認を不合理に留保又は拒絶しないものとする。また、本B種優先株式に影響を及ぼさないと合理的に認められる定款変更については、当社が割当先に対して事前の通知を行うことで足りるものとする。）定款変更、資本金の減少、準備金の減少、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含む。）への譲渡のうち、株主総会の決議を要する事項のいずれも行わないこと。但し、法令等に基づいて当社がこれらの事項を行う必要がある場合は除く。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	47,000,000,000円
発行諸費用の概算額	220,000,000円
差引手取概算額	46,780,000,000円

(注) 発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税（165百万円）並びにフィナンシャルアドバイザー費用、リーガルアドバイザー費用及び価値算定費用等（合計55百万円）で、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本B種優先株式の発行により調達する資金は、本A種優先株式の取得資金47,596百万円の一部に充当する予定です。	46,780	平成30年7月31日

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本B種優先株式発行により調達した資金を本A種優先株式の取得資金に充当することにより、前記「2. 第三者割当によるB種優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、平成31年8月1日以降行使可能となるA種優先株主様の取得請求権に基づく本A種優先株式の取得及び金銭の交付による自己資本比率の低下を防止することが可能となる点、本B種優先株式において取得請求権が行使可能となる日として割当先との間で合意した日が本A種優先株式の取得請求権が行使可能となる日よりも後ろ倒しとなる点、本B種優先株式の優先配当金の額がA種優先配当金の額よりも引き下げられる点から、長期的かつ安定的な財務基盤の構築及びより一層の企業価値向上が図れるものと考えており、本資金使途は当社にとって合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本B種優先株式が普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定された本B種優先株式の評価額、並びに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案の上、金100,000,000円を本B種優先株式の1株当たりの払込金額としており、当社としては本B種優先株式の発行条件及び払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、本B種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本B種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社及び割当先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」という。)に本B種優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本B種優先株式の株式価値算定書を取得いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提(本B種優先株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等)の下、一般的な価値算定モデルを用いて本B種優先株式の公正価値を算定しております。

本B種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本B種優先株式発行については、本定時株主総会において会社法第199条第1項、第2項及び第3項に基づく特別決議によるご承認をいただく予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本B種優先株式発行により、総額47,000,000,000円を調達いたしますが、上述の「2. 第三者割当によるB種優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、本B種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本B種優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付されない、いわゆる「社債型優先株式」であるため、普通株式に関する希薄化は発生しません。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(i) 日本政策投資銀行

(1) 名 称	株式会社日本政策投資銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柳 正憲		
(4) 事 業 内 容	金融保険業		
(5) 資 本 金	1,000,424 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	43,632,360 株 (平成 29 年 9 月末)		
(8) 決 算 期	3 月		
(9) 従 業 員 数	1,576 名 (平成 29 年 9 月末)(連結)		
(10) 主 要 取 引 先			
(11) 主 要 取 引 銀 行			
(12) 大株主及び持株比率	財務大臣 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当該会社は、本A種優先株式 470 株を所有しております(平成 30 年 3 月末日現在)。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社は当該会社より 1,323 億円の借入れ(平成 30 年 3 月末日現在)を行っています。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連 結 純 資 産	2,747,274	2,884,200	2,986,284
連 結 総 資 産	16,360,608	15,907,180	16,570,496
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (円)	62,635.39	59,766.95	60,791.95
連 結 経 常 収 益	339,043	358,606	285,476
連 結 経 常 利 益	153,041	185,156	122,531
親会社株主に帰属する当期純利益	92,758	128,952	87,639
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (円)	2,125.91	2,948.33	1,994.88
1 株 当 た り 配 当 金 (円)	516	671	452

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(ii) みずほ銀行

(1) 名 称	株式会社みずほ銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 藤原 弘治		
(4) 事業内容	銀行業		
(5) 資本金	1,404,065 百万円		
(6) 設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日		
(7) 発行済株式数	19,911,223 株 (平成 29 年 9 月末)		
(8) 決算期	3 月		
(9) 従業員数	38,863 名 (平成 29 年 9 月末)(連結)		
(10) 主要取引先			
(11) 主要取引銀行			
(12) 大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 81.12%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社普通株式 4,226 千株を所有しております (平成 30 年 3 月末日現在)。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社は当該会社より 1,346 億円の借入れ (平成 30 年 3 月末日現在) を行っています。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
連結純資産	9,159,932	8,769,839	8,281,707
連結総資産	161,842,381	161,697,891	170,400,577
1 株当たり連結純資産 (円)	476,022.72	473,966.90	472,337.25
連結経常収益	2,476,973	2,481,377	2,580,331
連結経常利益	832,208	834,004	583,565
親会社株主に帰属する当期純利益	485,317	559,798	408,511
1 株当たり連結当期純利益 (円)	30,047.71	34,659.03	25,292.35
1 株当たり配当金 (円)	普通株式 15,024 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先 株式 16,000	普通株式 17,330 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先 株式 16,000	普通株式 12,676 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先 株式 16,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は投資契約において割当先から、自己及びその役員が暴力団等と関係がないこと等の表明及び保証を得ております。また、割当先は、会社の沿革、役員等について有価証券報告書等において公表してお

ります。当社は、このような割当先の開示情報及び当社と割当先との従来からの取引関係等当社の認識している情報も踏まえ、割当先及び割当先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）に提出していません。

（２）割当先を選定した理由

日本政策投資銀行及びみずほ銀行はいずれも当社の主要取引金融機関であること、複数の主要取引金融機関に本B種優先株式を保有いただくことが当社の財務政策の一層の安定化にも繋がること、当社を取り巻く経営環境、経営状況及び当社の資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案の上、本B種優先株式による資金調達为企业価値向上に寄与するとの判断に至り、日本政策投資銀行及びみずほ銀行を割当先を選定いたしました。

（３）割当先の保有方針

当社は、割当先が、本B種優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本B種優先株式取得後は、本B種優先株式の発行要項等の定めに従い本B種優先株式を保有し、基本的に、金銭対価とする取得請求による金銭償還を選択する方針と理解しております。

なお、「２．第三者割当によるB種優先株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、割当先は、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間、保有する本B種優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の承諾を必要としております。

（４）割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、日本政策投資銀行が平成29年12月20日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金1,502,088百万円（平成29年9月30日）と記載されており、また、みずほ銀行が平成29年11月28日付で関東財務局長宛に提出している半期報告書に記載の貸借対照表に現金預け金41,674,473百万円（平成29年9月30日）と記載されており、割当先が本件の第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7．募集（発行）後の大株主及び持株比率

（１）普通株式

募集前（平成30年3月31日現在）	募集(発行)後
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6.31%
株式会社北洋銀行	4.99%
日本生命保険相互会社	3.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.43%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	2.19%
株式会社みずほ銀行	2.07%
北海道電力従業員持株会	2.06%
株式会社北海道銀行	2.02%
明治安田生命保険相互会社	1.98%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.87%

（注）自己株式9,774千株は除外しております。

(2) B種優先株式

募集前(平成30年3月31日現在)	募集(発行)後	
該当なし	株式会社日本政策投資銀行	85.11%
	株式会社みずほ銀行	14.89%

(注) 小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本B種優先株式の発行及び本A種優先株式の取得・消却によって、自己資本を維持するとともに優先配当負担を軽減することにより、長期的かつ安定的な財務基盤の構築を図ります。

なお、今後の見通しについては、本日付で公表の「平成30年3月期 決算短信」にて記載しております平成31年3月期の業績予想をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続き

本B種優先株式の発行は、希薄化が生じないこと、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
連結売上高	724,111百万円	702,776百万円	733,050百万円
連結営業利益	43,100百万円	27,443百万円	33,726百万円
連結経常利益	28,062百万円	12,603百万円	19,421百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	21,276百万円	8,793百万円	16,549百万円
1株当たり連結当期純利益	94.49円	34.09円	71.84円
1株当たり配当金	普通株式 5円 A種優先株式 7,781,358円	普通株式 5円 A種優先株式 3,800,000円	普通株式 5円 A種優先株式 3,800,000円
1株当たり連結純資産	644.67円	681.53円	742.64円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成30年4月27日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	215,291,912株	100.00%
A種優先株式	470株	0.00%
計	215,292,382株	

(注) 1.平成30年4月27日現在において、潜在株式はありません。

2.発行済株式数に対する比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 最近の株価の状況

a. 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	944 円	943 円	846 円
高 値	1,547 円	1,045 円	900 円
安 値	860 円	755 円	615 円
終 値	943 円	842 円	697 円

b. 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	885 円	810 円	745 円	712 円	636 円	703 円
高 値	900 円	810 円	753 円	712 円	705 円	735 円
安 値	790 円	726 円	710 円	615 円	619 円	673 円
終 値	807 円	742 円	711 円	640 円	697 円	732 円

(注) 平成30年4月の株価については、平成30年4月26日現在で表示しています。

c. 発行決議日前営業日における株価

	平成30年4月26日現在
始 値	714 円
高 値	735 円
安 値	714 円
終 値	732 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項なし

株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

本A種優先株式の取得に際して必要となる十分な分配可能額を確保するため、本B種優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、かかる資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本B種優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

23,500,000,000 円

(内訳) 本B種優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 23,500,000,000 円

なお、本B種優先株式の払込金の払込と同時に資本金の額が23,500,000,000 円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

23,500,000,000 円

(内訳) 本B種優先株式の発行による「増加する資本準備金の額」に相当する額 23,500,000,000 円
なお、本B種優先株式の払込金の払込と同時に資本準備金の額が 23,500,000,000 円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項乃至第 3 項及び第 448 条第 1 項乃至第 3 項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれその全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成 30 年 4 月 27 日 取締役会決議日
平成 30 年 5 月 21 日 債権者異議申述公告日(予定)
平成 30 年 6 月 21 日 債権者異議申述最終期日(予定)
平成 30 年 7 月 31 日 効力発生日(予定)

4. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」の勘定振替であり、当社の純資産額の変動はないため、当社の業績に与える影響はありません。

1. A種優先株式の取得及び消却の件

1. 取得の理由

本B種優先株式の発行後、本A種優先株式を取得することにより、自己資本を維持しつつ優先配当負担の軽減が可能となるため、本A種優先株式の取得を行います。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 北海道電力株式会社A種優先株式
(2) 取得株式数 470 株
(3) 取得価額 1 株当たり 101,270,137 円
上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっております。
(基準価額算式)
1 株当たりの金銭対価取得価額 = 1 億円 + 累積未払A種優先配当金
+ 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額
なお、累積未払A種優先配当金及び前事業年度未払A種優先配当金は存在しないため、それらの金額は零となっております。
(4) 取得価額の総額 47,596,964,390 円
(5) 相手方 日本政策投資銀行
(6) 取得予定日 平成 30 年 7 月 31 日

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却対象株式の種類 北海道電力株式会社A種優先株式
- (2) 消却株式数 470株
- (3) 消却予定日 平成30年7月31日

(注) かかる取得及び消却については、上記「Ⅰ. 第三者割当によるB種優先株式発行の件」記載の本B種優先株式の発行が行われ、かつ、上記「Ⅱ. 株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」記載の資本金の額及び資本準備金の額の減少がなされることが条件となるため、本B種優先株式の発行が中止又は延期される場合には、かかる取得及び消却についても中止又は延期されます。

Ⅲ. 定款の一部変更の件

1. 定款変更の目的

上記Ⅱ. に記載のとおり、本B種優先株式の発行を可能とするために、本B種優先株式に関する定款規定を新設するものであります。このため、本B種優先株式に関する規定を新設する「定款一部変更の件」を本定時株主総会等に付議することを本取締役会において決議いたしました。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別添2のとおりです。

3. 定款変更の日程

- 平成30年4月27日 取締役会決議日
- 平成30年6月27日 株主総会決議日(予定)
- 平成30年6月27日 効力発生日(予定)

以上

(別添1)

B種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
北海道電力株式会社B種優先株式(以下「B種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
470株
3. 払込金額
1株につき100,000,000円
4. 払込金額の総額
47,000,000,000円
5. 増加する資本金に関する事項
増加する資本金の額は、23,500,000,000円(1株につき50,000,000円)とする。
6. 増加する資本準備金に関する事項
増加する資本準備金の額は、23,500,000,000円(1株につき50,000,000円)とする。
7. 払込期日
平成30年7月31日
8. 発行方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

株式会社日本政策投資銀行	400株
株式会社みずほ銀行	70株
9. 優先配当金
 - (1) B種優先配当金
本会社は、剰余金の配当(B種優先中間配当金(本項第(5)号に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき本項第(2)号に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当(本項第(3)号に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
 - (2) B種優先配当金の額
B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)
 - (3) 累積条項
ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当(以下に定める累積未払B種優先配当金の配

当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金」という。)については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) B種優先中間配当金

本会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「B種優先中間配当金」という。)を配当する。

10. 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額

$$= 100,000,000 \text{ 円} + \text{累積未払 B 種優先配当金} \\ + \text{前事業年度未払 B 種優先配当金} + \text{当事業年度未払 B 種優先配当金額}$$

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第9項第(3)号に従い計算される額の合計額とし、

「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本項において「前事業年度」という。)に係るB種優

先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない B 種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係る B 種優先配当金の不足額（ただし、累積未払 B 種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、

また、「当事業年度未払 B 種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用ある B 種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成 31 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000 円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われた B 種優先中間配当金がある場合における B 種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 1 位まで計算し、その小数第 1 位を四捨五入する。

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 種類株主総会における決議

本会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

本会社は、法令に定める場合を除き、B 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、B 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

14. 金銭を対価とする取得請求権

B 種優先株主は、本会社に対し、平成 30 年 8 月 1 日以降いつでも、金銭を対価として B 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。本会社は、この請求がなされた場合には、B 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B 種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて B 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき B 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

15. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成 30 年 8 月 1 日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B 種優先株主又は B 種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えに B 種優先株式の全部

又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）なお、一部取得するときは、比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

16. 法令の変更等に伴い、本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。

以 上

(別添2)

【定款変更の内容】

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案										
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"><tr><td>普通株式</td><td>4億9,500万株</td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>500株</td></tr></table> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	普通株式	4億9,500万株	A種優先株式	500株	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 本会社の発行可能株式総数は、4億9,500万株とし、各種類の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"><tr><td>普通株式</td><td>4億9,500万株</td></tr><tr><td>A種優先株式</td><td>500株</td></tr><tr><td><u>B種優先株式</u></td><td><u>470株</u></td></tr></table> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 本会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とし、<u>B種優先株式につき1株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p>(<u>B種優先配当金</u>)</p> <p><u>第12条の10 本会社は、剰余金の配当(B種優先中間配当金(第5項に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属</u></p>	普通株式	4億9,500万株	A種優先株式	500株	<u>B種優先株式</u>	<u>470株</u>
普通株式	4億9,500万株										
A種優先株式	500株										
普通株式	4億9,500万株										
A種優先株式	500株										
<u>B種優先株式</u>	<u>470株</u>										

<p>(新 設)</p>	<p>する日を基準日として、<u>B種優先配当金の全部又は一部の配当(第3項に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)</u>がすでに行われているときは、<u>かかる配当の累積額を控除した額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. <u>B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする(ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)</u></p> <p>3. <u>ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当(以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金」という。)については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>4. <u>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号</u></p>

(新 設)

口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5 本会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。以下「B種優先中間配当金」という。)を配当する。

(新 設)

(残余財産の分配)

第12条の11 本会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

(基準価額算式)

1株当たりの残余財産分配価額 =
100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金 +
前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年
度未払B種優先配当金額

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本条において「前事業年度」という。)

	<p>に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額(ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額(ただし、残余財産分配日が平成31年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</p>
(新設)	<p>(議決権)</p> <p>第12条の12 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会における決議)</p> <p>第12条の13 本会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>
(新設)	<p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第12条の14 本会社は、法令に定める場合を</p>

<p>(新 設)</p>	<p>除き、<u>B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。本会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第12条の15 B種優先株主は、本会社に対し、平成30年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。本会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</u></p> <p><u>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第12条の16 本会社は、平成30年8月1日以降の日で、本会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定め</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>る取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)</u> なお、一部取得するときは、<u>比例按分又はその他本会社の取締役会が定める合理的な方法による。</u></p> <p><u>B種優先株式1株当たりの取得価額は、第12条の11に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の11に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。</u></p> <p><u>(法令変更等)</u></p> <p><u>第12条の17 法令の変更等に伴い、B種優先株式の内容の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社は必要な措置を講じる。</u></p>
--------------	---